

厚労省、介護保険在宅限度額超過者ら調査

厚生労働省は2月7日、介護保険制度で定めた在宅サービスの支給限度額を超えて利用している超過者らの実態調査結果を、「社会保障審議会介護給付費分科会」(座長＝大森彌・東京大名誉教授)に示した。訪問看護など医療系サービスの利用は低調で、訪問介護や通所介護など見守りを必要とするサービスの利用が多いことが判明。調査結果は、2012年度の診療報酬・介護報酬同時改定に影響を与えそうだ。

介護保険の在宅サービスを利用する場合、要介護度ごとに支給限度額が決まっている。限度額に対し平均すると半分程度しか利用されていないことがこれまでわかっていたが、限度額を超えて利用する人や限度額近くまで利用する人の実態を調べたのは初めて。厚労省によると、限度額の超過者は2010年3月時点で介護保険利用者全体の約3%。調査は2010年3月分のサービスで限度額を超えた人、限度額の7～9割を利用する人を全国から計1万2,730人抽出して実施。その給付費明細書を分析したところ、2種類以下のサービス利用が8割を占め、訪問介護や通所介護など見守りを必要とするサービスの利用が半数程度と多いことがわかった。一方、訪問看護や通所リハビリテーションを利用している人は超過者のうちそれぞれ9%、19%。また、超過者らの担当ケアマネジャーにアンケートしたところ、生活援助の利用が多いことが判明。限度額を超えたケアプランを作る理由(複数回答)は、「家族らで介護を補えないため」(78%)、「利用者本人や家族から

の強い要望があるため」(48%)が多かった。

こうした結果を受けて厚労省は「限度額については、まず、ケアマネジメントの実態を踏まえた上で議論すべきではないか」と考察し、限度額引き上げに慎重な姿勢を示した。

しかし、調査結果は限度額引き上げの是非というテーマ以外に波紋を広げた。「在宅中重度者に医療系サービスを中心とした給付を手厚くし、軽度者に対する生活援助を制限する」「自立支援につながらないケアプランの評価をより厳格にする」といった介護報酬の配分を後押しする根拠になりうるからだ。

同日の会合で勝田登志子・認知症のひとと家族の会副代表理事は「結論ありきの調査ではないか。この調査結果が、家族のわがままだとは思わない」と主張。ケアプラン点検者の選定など調査手法の妥当性にも疑問を投げ掛けた。他の委員からも「どういう仮説を持って調査したのか」「このデータをもって良い悪いは判断できない」「調査結果の公表の仕方が不適切だ」など、厚労省への苦言が相次いだ。

これに対し、生活援助を保険給付から外すよう求めている池田省三・龍谷大教授は「福祉系のケアマネジャーは家族の言いなりになっている」と強く批判。ケアマネジャーの業務を給付管理とサービス調整に区別して、それぞれに介護報酬を設定するよう提案した。

(福祉新聞・第2515号 2011年2月14日)